

公正価値測定の展開

Development of Fair Value Measurements

山内 高太郎
Yamauchi Koutaro

要 旨

アメリカ財務会計基準審議会（FASB）は、2000年に公正価値測定を概念レベルにおいて導入するために財務会計概念ステイトメント7号を公表した。その後ピースミール的にさまざまな基準に公正価値測定が導入され、各基準書間での公正価値の取り扱いが異なるという状況が生じた。こうした問題の解決と非金融資産・負債への公正価値測定の適用を進めるため、2004年公開草案『公正価値測定』が公表された。本稿は、2004年公開草案を取り上げFASBの公正価値導入の新たな展開について考察をするものである。

Key Words : 公正価値測定 SFAC 7号 公開草案 2004

はじめに

アメリカ財務会計基準審議会（FASB）は、2000年2月に財務会計概念ステイトメント（SFAC）7号を公表し、概念レベルにおいて公正価値を導入した。そこで述べられた公正価値は、市場価格のような観察可能な数値にとどまらず、将来キャッシュ・フローや合理的な計算方法により算定される数値をも公正価値概念を用いて合理化し、それまでの取得原価やそれに類する数値とは全く違った観点から算出される数値を個々の基準書において利用可能とする道を作った。しかし、その後公正価値測定が各基準書で個別に導入され、基準書間における相違を説明しうる体系的な見解が十分に示されなかつた。このため基準書で示される公正価値の適用指針は、限定的なものとならざるを得なかつた。

エンロン事件以降、アメリカの rule-based による基準設定の問題点が指摘され、principle-based への転換によって会計の信頼回復につとめようとする中で、公正価値の利用にたいする実務レベルでの適用の困難さなどから、体系的な公正価値測定の基準が必要となった。2004年公開草案『公正価値測定』は、こうした背景のもと公表され、この中で FASB は金融資産・負債だけでなく非金融資産・負債においても公正価値測定の導入を図るため、公正価値測定の「一般に認められた会計原則（GAAP）」としての位置づけ明確にすることを目的としている。

本稿では、公開草案をとりあげ公正価値測定の問題点と本質的な意味について考察するものである。

1. 公開草案『公正価値測定』の目的

これまで会計における測定属性は、歴史的原価（取得原価）を中心に展開され、低価法や強制評価減など一時的に時価を用いることがあったが、こうした時価はあくまでも取得原価を補助する役割として存在してきた。しかし、金融商品会計の発展とともに歴史的原価による測定の限界が明確となり、新たな測定属性が必要とされた。

測定属性について SFAC 7号が公表されるまでは、SFAC5号¹⁾において
 a. 歴史的原価、b. 現在原価、c. 現在市場価値、d. 正味実現可能（決済）価値、
 e. 将来キャッシュ・フローの現在（または割引）価値の5つをあげていた。
 SFAC5号は、これらの測定属性を等しく利用可能としつつも、実質的に信
 頼性の問題から正味実現可能価値と将来キャッシュ・フローの現在価値につ
 いては、副次的な利用にとどまっていた。SFAC7号は、これまで主に金融
 商品会計プロジェクトの一環として行われてきた公正価値測定問題について、
 当初認識だけでなく、当初認識後のフレッシュ・スタート認識において利用
 可能な測定属性として公正価値測定を用いるための基礎をあたえるもので
 あった。また、公正価値として期待キャッシュ・フローアプローチの導入し
 たことにその意義を見いだせる。

1) FASB, Statement of Financial Accounting Concepts No.5, *Recognition and Measurement in Financial Statements of Business Enterprises*, Dec. 1984, par.67.

FASBは、公正価値測定の問題を金融資産・負債にとどまることなく、非金融資産・負債を含むすべての資産・負債に関連する問題とするために、2003年6月公正価値プロジェクトをアジェンダに加えることを決定した²⁾。この成果としてFASBは、2004年6月23日に公開草案『公正価値測定』（以下、公開草案）を公表した。

公開草案では、SFAC7号が「目的適合性と信頼性の特徴が、適した測定属性の選択において、また測定属性が公正価値であるかどうかにおいて、どの程度適用されるべきで、トレードオフをどの程度考慮されるべきかを決定するための十分な基礎を提供していない³⁾」というように、基準書や指針ごとに異なる公正価値の適用の基礎を十分に与えていないとしている。

このため公開草案は、これまで個別問題ごとに取り上げてきた公正価値測定を、体系的にGAAPとして適用可能なものとし、複雑化した公正価値測定を理解可能とすると同時に、非金融資産・負債を含むすべての資産・負債への適用を可能とするために公表された。

2. 公正価値の定義と評価技法

公開草案では、「公正価値は、知識を有し、独立した意思ある当事者間で、現在時点の取引において交換可能な資産または負債の価格である⁴⁾」と定義づけている。これは、SFAS107号以来示されてきた定義と同様の内容であるが、公表されている市場価格の利用⁵⁾については評価技法の1つという位置づけにされている。これは、公開草案が金融資産・負債だけでなく、公表されている市場価格入手が困難である非金融資産・負債への適用を意図していることを明確化していると考えられる。

公開草案は、公正価値の評価技法として、マーケット・アプローチ、インカム・アプローチ、コスト・アプローチの3つ⁶⁾をあげ、継続的な適用を要求している。

2) FASB, Exposure Draft, Proposed Statement of Financial Accounting Standards, *Fair Value Measurements*, June 2004, AppendixC C10.

3) *Ibid.*, AppendixC C5.

4) *Ibid.*,par.4.

5) FASB, Statement of Financial Accounting Standards No.107, *Disclosures about Fair Value of Financial Instruments*, Dec. 1991, par.5.

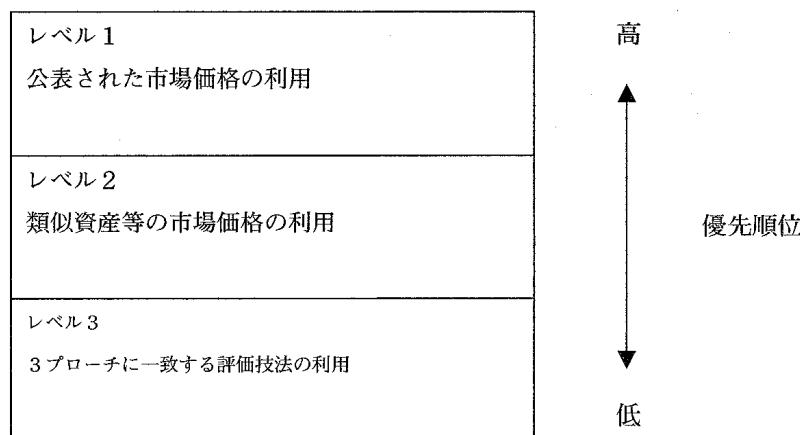
6) *Ibid.*, par.7.

- a. マーケット・アプローチは、同一、類似、もしくはその他の比較可能な資産または負債を要件とする、観察可能な価格と実際の取引から生じる情報その他の情報を必要とする。公正価値の見積もりは、これらの取引によって示される価値を基礎とする。
- b. インカム・アプローチは、将来価額（例えば、キャッシュ・フローや利得）を单一の現在価額（割引されたもの）に転換する評価技法を用いる。公正価値の見積もりは、これらの将来価額について市場の期待値によって示される価値を基礎とする。これらの評価技法は、現在価値技法や現在価値技法と一体となっているブラック・ショールズ・マートンの公式や格子モデルのような、オプションプライシング・モデルを要件とする。
- c. 資産について、コスト・アプローチは、現在、そのサービス能力を取り替えるために必要とされる金額（しばしば現在取替原価として述べられる）とみなされる。公正価値の見積もりは、陳腐化を調整した似たような効用をもつ代替資産を取得するためのコストとみなされる。陳腐化は、物質的な価値の低下、機能の陳腐化、そして経済的な陳腐化が含まれ、財務報告目的（歴史的原価の配分）や税目的（特定の耐用年数を基礎とする）の減価償却よりも広い概念である。

さらに、公正価値の評価のために3段階の階層（hierarchy）による優先順位を示し⁷⁾、公正価値の評価技法の利用は最下層におかれている。

（表1 参照）

表 1



レベル1の階層は、最初に適用されるもので、同一資産・負債について活発な市場が存在し、企業がその市場において公表されている市場価格で現在の状態で取引可能な場合というように、従来通り公表されている市場価格を利用するというものである。その際、算定される数値に調整は行われない⁸⁾。また、

7) *Ibid.*, pars.15-23.

8) *Ibid.*, par.15.

複数の市場で異なる価格を持つ場合は、もっとも有利な市場を選択し、1つの公表されている市場価格に基づき見積値を算定することとされている⁹⁾。

レベル2の階層は、レベル1を適用できない、つまり、同一資産・負債の公表されている市場価格が得られない場合に、類似する資産または負債の公表されている市場価格を用いて公正価値を見積るもので、第2段階として適用されるものである。

レベル3の階層は、レベル1、レベル2が適用できない場合、マーケット・アプローチ、インカム・アプローチ、コスト・アプローチに一致する評価技法を用いて公正価値を見積るものである。この際、市場の数値を反映させること（market inputs¹⁰⁾）が重視されている¹¹⁾。

公開草案の焦点である公正価値測定の非金融資産・負債への適用拡大は、非金融資産・負債について公表されている市場価格入手したり、市場 자체を探すことが困難であることが多いため、こうした評価技法の中でも、インカム・アプローチにその拠り所を求めることとなる。公開草案では、現在価値技法について2つの方法を提示している。

3. 現在価値技法

公開草案では、現在価値技法として割引率調整法（discount rate adjustment technique）と期待現在価値法（expected present value technique）の2つをあげている。割引率調整法は、キャッシュ・フローの単一のセットに用いられるもの（事例1参照）であり、期待現在価値法は、SFAC7で述べられた発生確率を加重平均し、利子率で割り引き、現在価値を求めるもの（事例2参照）をいう。

事例1¹²⁾ 資産Aは、1年で支払われる金額が不確実である。その金額の最良の見積もりは800ドルである。比較可能な資産の市場が存在し、これらの資産について、価格を含む情報が開示されている。

9) FASB, Exposure Draft, AppendixB B9.

10) Market inputsには、公表されている市場価格、利子率、イールドカーブ、変動性などの情報、現在の公的な指標を含む統計値などが含まれる。（パラグラフ12）

11) FASB, SFAS No.107, par.23.

12) FASB, Exposure Draft, AppendixA A11.

- a. 資産Bの最良の見積金額は、1年で1,200ドルであり、市場価格は1,083ドルである。
- b. 資産Cの最良の見積金額は、2年で700ドルであり、市場価格566ドルである。

収益率は、資産Bの場合、 $(\$1200/\$1083) - 1 = 10.8\%$ となる。

支払いのタイミングを基礎とすると、資産Bの方がより資産Aに類似しているといえる。そのため、資産Bの収益率10.8%を用いて資産Aの公正価値\$722 ($\$800/1.108$) が導かれる。

事例2¹³⁾) 発生の可能性が高いキャッシュ・フローが、500ドルである確率が15%、800ドルである確率が60%、900ドルである確率が25%という資産がある。この場合、資産の期待キャッシュ・フローは、780ドルと見積もられる。

$$(\$500 \times 15\%) + (\$800 \times 60\%) + (\$900 \times 25\%)$$

リスクフリー利子率は5%であり、リスクプレミアムは3%である。

利子率の調整について、公開草案では2つの方法を示している。

モデル1：リスクプレミアムを基礎に期待キャッシュ・フローのリスク調整後の金額をリスクフリー利子率で割り引く方法。

$$\$780 - (\$780 \times (1.05/1.08)) = \$22 \cdots \text{リスクプレミアム分}$$

$$\$780 - \$22 = \$758 \cdots \text{リスクプレミアム調整後}$$

$$\$758/1.05 = \$722 \cdots \text{公正価値 (期待現在価値)}$$

モデル2：期待キャッシュ・フローをリスク調整割引率で割り引く方法。

$$\$780/1.08 = \$722 \cdots \text{公正価値 (期待現在価値)}$$

13) *Ibid.*, Appendix A A16-18.

現在価値技法を用いることは、発生の可能性が高いキャッシュ・フローの算定、発生の可能性の確率の算定、利子率の選択といった見積もり要素が多分に含まれる。こうした確率などの仮定は市場における数値を反映したものとなると考えられている。

しかし、こうした市場の数値を選択するのは、企業でありそこで算定される結果はきわめて弾力的なものとならざるを得ない。FASBは、情報の有用性の観点からこうした情報の導入を進め、評価技法を体系化することにより比較可能性や目的適合性を高め、信頼性の問題を目的適合性とのトレードオフ関係にあることから、公正価値測定が目的適合的であるとする概念レベルでの論理構築と適用指針を提示することで解決しようとしている。

おわりに

「財務諸表の利用者は一般的に公正価値情報が目的適合的であることに賛同してきている。しかし、その一方で、公表された市場価格がない場合の測定の信頼性に主眼をおいた公正価値測定を一般に認められた会計原則(GAAP) 目的として適用するための能力について関心が集まっている¹⁴⁾」というように、公開草案の課題は現在価値技法により算定される数値の継続性、信頼性、比較可能性の確保であった。公開草案は、公正価値測定を階層化という明確な形とすることで、これまで副次的な利用という位置づけから発展させ、金融資産など特定の領域でのみ用いられてきた期待キャッシュ・フローなどさまざまな現在価値技法を、非金融資産・負債を含めて必要に応じて多様な領域に用いることができる仕組みを構築し、こうした情報が目的適合性をもつものであるという論理化を行おうとしている。

このように公開草案の本質的な意味は、インカム・アプローチの体系化や評価モデルとして格子モデルを加えるなど、これまで公表された市場価格を中心に展開されてきた公正価値測定を、公表された市場価格がなくとも市場を反映した数値を含んだ数値もまた市場価格と同等の信頼性をもち、こうした公正価値測定を GAAP として合理づける点にある。

14) *Ibid.*, Appendix C C3.

こうした論理による合意形成は、公開草案にたいする多くのコメントレターで、すべての資産・負債にたいして公正価値測定が目的適合的であるとすることを問題視されているように、現状ではきわめて困難であるとはいえ、FASB のこれまで公表してきた公正価値に関連する基準書にたいするなんらかの解決法が実務側でも必要とされていることも事実である。この問題については、公開草案が基準化された後の課題としておきたい。